

令和8年度

## 四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金のご案内

四街道市では、地震等の発生時における危険なコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、市内にある危険なコンクリートブロック塀等を除却する工事等に要する経費に対し、予算の範囲内において、危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金を交付します。

### (1) 受付期間・場所

【受付期間】 令和8年4月6日（月）より令和8年5月7日（木）まで。「事前調査申請書」に必要書類（下記（2）参照）を添付して申請してください。

申請者多数により予算を超えた場合は抽選となります。（※先着順ではありません。）

受付期間が過ぎて予算枠が残っていた場合は、事前調査申請を令和8年10月30日（金）まで、事前調査後の補助金交付申請を令和8年11月30日（月）まで、先着順での受付となります。

【受付場所、時間】 本庁舎本館1棟2階 建築課窓口にて、庁舎開庁時間内に受付します。

### (2) 事前調査申請時に必要な書類

- ・四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付事前調査申請書（様式第1号）
- ・コンクリートブロック塀等の位置を示した案内図
- ・コンクリートブロック塀等の現況写真（全景及び危険箇所が分かるもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金の交付申請をする前に、危険コンクリートブロック塀等か否かの事前調査が必要となります。

※コンクリートブロック塀等とは、コンクリートブロック、石、れんがなどを積み上げて構成される塀、その他これらに類する塀及び門柱並びに基礎をいう。万年塀は除く。

※事前調査申請の受理後、現地調査を行い、危険コンクリートブロック塀等か否かを判定し、事前調査結果を通知します。

### (3) 補助の対象となるコンクリートブロック塀等

- ・個人が所有するもの
  - ・道路等に面し、道路面からの高さ1.2mを超えるもの
  - ・事前調査により危険コンクリートブロック塀等と判定されたもの
- ※建築基準法に明らかに違反しているものについては、補助の対象にはなりません。

～昨年からの変更点～

- ・予算が余っていた場合の受付期間を事前調査申請は10月末まで、補助金交付申請は11月末までとしました。
- ・完了報告期限を1月末までとしました。

### (4) 補助の対象となる工事・期間等

【対象工事】

施工業者が行う下記の工事とする。

- ・除却工事：危険コンクリートブロック塀等の全てを除却又は高さを概ね60cm以下に減じる工事
- ・設置工事：危険コンクリートブロック塀等を除却した後に、その代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事（除却と併せて行う工事に限る。）

※軽量フェンス等とは、ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類をいいます。なお、軽量フェンス等の設置のみを行う場合は、補助の対象にはなりません。

※施工業者との契約締結は、市の補助金交付決定後に行われることが補助要件です。

【期間】 令和9年1月末までに、実績報告書が提出できる工事となります。

## (5) 補助の対象となる者

### 【補助対象者】

次に掲げる要件を満たす者とする。

- 道路等に面した危険コンクリートブロック塀等を所有する個人
- 土地又は建物の販売を目的として補助対象工事を行わないこと
- 市税等を滞納していないこと
- 四街道市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと
- 同一敷地において、過去にこの告示による補助金を受けていないこと

## (6) 補助率及び補助金の上限額

### 【補助率及び上限額】

補助金の額は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額の合計（A+B）とし、10万円を上限とする。

A 除却工事 補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）

B 設置工事 補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。

## (7) 申請時に必要な書類

- 四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第3号）
- 危険コンクリートブロック塀等の位置を示した案内図
- 補助対象工事の見積書の写し
- 除却工事の施工範囲を明らかにする図面等
- 軽量フェンス等の計画図（配置図、立面図、断面図等）及び仕様書（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
- 申請者の市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- 四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業関係権利者同意書（様式第4号。所有者等が複数いる場合に限る。）
- 委任状（申請手続き等を施工業者等に委任する場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

事前調査を申請し、危険コンクリートブロック塀等と判定された場合は、補助対象工事の契約前に、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、提出してください。

※その他必要があれば追加書類をお願いする場合があります。  
※明らかに書類の不備がある場合は受付できません。

### 【問合せ先】

四街道市役所 都市部建築課  
審査指導係

☎043-421-6144